

## 筑紫野市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 事業の目的

筑紫野市（以下「市」という。）では、現在建設中の新庁舎1階窓口において、市民サービスの向上、窓口の混雑緩和及び待ち時間の快適化を目的に広告付き窓口番号案内表示システム（以下「システム」という。）を設置する予定としています。システムの設置について、市が定める条件のもと、質の高いサービスの提供が可能なシステム設置事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するものです。

### 2. 事業の概要

- (1) 事業名 筑紫野市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業
- (2) 事業内容 別紙「筑紫野市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。
- (3) 事業期間 平成31年1月4日から3年間とする。ただし、筑紫野市庁舎建設事業の進捗により、変更する場合がある。また、使用許可期間以降も設置を希望する場合は、システムの運用状況、実績等を勘案し、市がその延長を決定する。
- (4) 費用負担 事業者は、民間企業等から広告主を募集し、広告表示モニター等に広告を掲載することで得られる広告収入により、システム及び広告表示モニター等（以下「機器等」という。）の設置及び維持管理の経費を賄うものとする。

### 3. 参加資格

本募集は、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）とし、プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく

更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(5) 過去10年以内に、国又は地方公共団体において、広告付き窓口番号案内表示システムの設置及び運用の実績を有していること。

#### 4. スケジュール

現段階において予定するスケジュールは次のとおりとする。

| 項目              | 日程               |
|-----------------|------------------|
| 公募開始            | 平成30年 1月 9日（火）   |
| 質問書の受付期間        | 平成30年 1月15日（月）まで |
| 質問回答書の公表        | 平成30年 1月19日（金）   |
| 参加表明書の提出期間      | 平成30年 1月24日（水）まで |
| 企画提案書の提出期間      | 平成30年 1月31日（水）まで |
| プレゼンテーション・ヒアリング | 平成30年 2月上旬       |
| 審査結果の発表（通知）     | 平成30年 2月中旬       |
| 協定書の締結          | 平成30年 3月上旬       |
| 工事協議            | 平成30年 3月中旬～      |
| 新庁舎本体工事竣工（見込）   | 平成30年11月30日（金）   |
| 新庁舎供用開始（見込）     | 平成31年 1月 4日（金）   |

#### 5. 実施要領等の配布

(1) 配布期間

平成30年1月9日（火）から平成30年1月24日（水）まで

(2) 配布場所

実施要領等は、原則として市の公式ホームページから入手するものとする。

（筑紫野市公式ホームページ）<http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/>

(3) 配布資料

- ・ 筑紫野市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・ 筑紫野市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業仕様書
- ・ 様式1～6
- ・ 筑紫野市庁舎建設事業基本設計書（概要版）

## 6. 質問書の受付

本プロポーザルに関する質疑は、全て質問書によるものとする。質疑がある場合は、次のとおり質問書（様式1）を提出すること。

### (1) 受付期間

平成30年1月9日（火）から平成30年1月15日（月）17時まで

### (2) 提出方法

電子メールにて、次のメールアドレスまで送付すること。

（戦略企画課庁舎建設検討担当）chousya@city.chikushino.fukuoka.jp

### (3) 回答方法

質問書に対する回答は、質問回答書として、平成30年1月19日（金）までに市公式ホームページにおいて公表する。

## 7. 参加表明書の提出

### (1) 提出期間

平成30年1月9日（火）から平成30年1月24日（水）17時まで

### (2) 提出書類

ア. 参加表明書（様式2）

イ. 誓約書（様式3）

ウ. 事業者概要（任意様式）

※事業理念、創業年月日、事業内容等（必要事項の記載があればパンフレット等でも可）

エ. 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

オ. 商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

カ. 最新の決算書（写し可）

キ. 消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

ク. 市町村税に未納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

注）上記エからクについて、平成28・29年度の筑紫野市競争入札参加資格有資格者名簿に掲載された者は、提出の必要はないものとする。

### (3) 提出部数 各1部

### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合には配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

## 8. 企画提案書の提出

### (1) 提出期間

平成30年1月9日（火）から平成30年1月31日（水）17時まで

### (2) 提出書類及び提出部数

ア. 企画提案書（様式4） 1部

イ. 企画提案資料（任意様式） 各10部

企画提案資料のサイズはA4判で5枚以内とし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はしない。

ウ. 主要事業実績表（様式5）

過去10年以内に、国又は地方公共団体で実施したシステムの設置及び運用の実績を記載すること。なお、記載件数は5件以内とする。

エ. 広告放映料額提案書（様式6）

### (3) 企画提案資料の記載事項

次に掲げる項目について記載すること。なお、記載内容は、本実施要領及び仕様書に定める諸条件を満たす内容とすること。

| 番号 | 提案項目       | 記載内容                                |
|----|------------|-------------------------------------|
| 1  | 機器等の仕様及び機能 | ・具体的な設置機器、台数等<br>・システムの設置イメージ       |
| 2  | システム運営方法   | ・システムの保守、維持管理体制<br>・システムの操作研修       |
| 3  | 広告運用方針     | ・広告の募集方針や募集方法<br>・内部審査体制            |
| 4  | 広報広告の放映方針  | ・行政情報及び広告映像の作成・放映方法<br>・放映する行政情報の割合 |
| 5  | アピールポイント   | ・独自の工夫、提案等の優位性や特徴のある事項を自由に記載        |

## 9. プレゼンテーション及びヒアリング

参加資格を満たす参加表明者を対象に次のとおり実施する。なお、欠席の場合は、辞退したものとみなす。

- (1) 実施期日 平成30年2月上旬予定(別途通知)
- (2) 実施方法  
企画提案書について、特に強調したい項目を中心に説明すること。  
(プレゼンテーション15分以内、ヒアリング10分程度)
- (3) 留意事項
  - ア. 出席者は、責任者を含む3名以内とする。
  - イ. 当日に新しい資料等の使用及び提出はできない。提出済みの企画提案書に基づき説明すること。ただし、企画提案書に記載された設置予定機器の持ち込み及び使用は可とする。
  - ウ. プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。使用を希望する場合は、事前に申し出ること。また、その他必要なパソコンやケーブル等は各自で準備すること。

## 10. 事業者の選定

- (1) 評価主体  
事業者の選定については、「筑紫野市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)」が行う。評価委員会は、市職員6名による委員で構成する。
- (2) 評価の方法  
評価に当たっては、提出書類のほか、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について評価委員会が評価を行い、各委員100点満点×6名の600点満点とし、最も高い評価(最高点)を得た者を事業者として選定する。
- (3) 備考
  - ア. 各委員の評価点は100点満点とするが、全委員の評価点が50点以下だった参加表明者は事業者として選定しない。
  - イ. 参加表明者が1者のみの場合も評価を実施し、評価及び事業者の選定は前記と同様の方法で行う。
  - ウ. 最高点を得た者が2者以上ある場合は、広告放映料額が高い者を事業者として選定する。さらに広告放映料額が同額の場合は、くじ引きとする。
  - エ. 最高点を得た参加表明者が辞退を申し出た場合や下記「(5)留意事項」に該当した場合は、次順位の参加表明者を事業者とする。
- (4) 結果の通知  
評価結果は書面により各参加表明者に通知する。
- (5) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業者としての選定を取り消すものとする。

- ア. 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- イ. 評価委員会の委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- ウ. 事業者の選定から協定書の締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、システムの設置及び運用の履行が困難であると市が判断したとき。
- エ. 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと市が判断したとき。
- オ. 事業者が本実施要領に定める参加資格要件に適合しなくなったとき。

## 1 1. その他

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (2) 提出書類で使用する言語は日本語、通貨は円とする。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 提出書類の著作権は参加表明者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要であると認めた場合には、筑紫野市情報公開条例（平成9年条例第13号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提出された書類は、一切返却しない。
- (5) 一定の適格性を満たす参加表明者がいないときは、事業者を選出しない場合がある。

## 1 2. 問い合わせ・提出先

〒818-8686 筑紫野市二日市西一丁目1番1号

筑紫野市企画政策部戦略企画課庁舎建設検討担当

電話：092-923-1111

FAX：092-923-1134

電子メール：chousya@city.chikushino.fukuoka.jp